	空港に関すること。	3　手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4　手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5　その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1　空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。 3　警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務の管理に関すること。	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	

	空港に関すること。	3　手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4　手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5　その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1　空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。 3　警察署、地方入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務の管理に関すること。	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	